

大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 3 日
平成 19 年 4 月 2 日
平成 19 年 7 月 25 日
平成 19 年 12 月 26 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日
平成 23 年 8 月 3 日
平成 24 年 4 月 2 日
平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 26 年 10 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日
令和 8 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第1条 知事は、現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、大分県森林環境保全推進関係事業事務取扱要領（平成18年4月3日伺定め。以下「取扱要領」という。）に基づき、市町村、森林組合、及び林業者等（以下「事業実施主体」という。）が行う森林環境保全推進関係事業に要する経費について、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、別表2に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つものであってはならない。
- (6) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(不動産及びその従物を含む。以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数(ただし、大蔵省令に定められていない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林省令」という。)に定められている処分制限期間)を経過した場合はこの限りではないこと。
- (7) この補助事業地を事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該事業地の全部又は一部を森林以外の用途へ転用(当該事業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等に対し交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき(大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定められていない財産については、農林省令に定められている処分制限期間)を経過している場合を除く。)は、あらかじめ知事の承認を得ること。
- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (12) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第5号様式)によりその金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (13) その他、規則、取扱要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式又は第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、別表3に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成18年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

2 補助金交付決定額が300万円未満の補助金の交付については、振興局長に補助金交付事務の権限が委任されたものにあつては、様式中の「大分県知事」を振興局長に読み替えるものとする。

附則

改正後の要綱は、平成19年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成20年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成21年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成22年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成23年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成23年度の補正予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成24年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成25年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。

- 附則
改正後の要綱は、平成26年度の予算に係る森林環境保全推進関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、平成26年度10月1日から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、平成27年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、平成28年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、平成29年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、平成30年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、平成31年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、令和5年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、令和7年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。
- 附則
改正後の要綱は、令和8年度の予算に係る森林環境保全推進事業関係事業費補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 森づくり提案事業 ①森づくり活動 ②森林環境教育・体験活動	3名以上の県民で構成された団体（構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体を除く）	事業実施主体が自ら企画し行う県民を対象とした森林の役割や森づくりの重要性について、理解や関心を高める活動に要する経費	(1)活動促進費 定額 (2)資材購入及び機材リース費等 10/10 以内 1 事業実施主体の補助金の上限額は 500 千円とする。	補助対象経費合計の 30% を超える増減	事業内容の新設又は廃止、活動促進費の交付に係る活動参加者数区分の変更、資材購入・機材リース費等補助の対象となる資機材等の追加又は削減
	市町村、森林組合、企業、構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体		資材購入及び機材リース費等 1/2 以内 1 事業実施主体の補助金の上限額は 500 千円とする		
2 森と海をつなぐ環境保全推進事業 (1)森と海をつなぐ環境保全推進事業 ①流木等の片づけ ②啓発・交流活動 ③その他	地区自治会、NP O等の団体	地区自治会等が行う海岸の漂着流木等の処理に要する経費で以下のとおりとする。 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品・資材購入費、その他必要と認める経費	10/10 以内 1団体当たりの補助金の上限額については原則として 500 千円とし、下限額については 50 千円とする。	補助対象経費合計の 30% を超える増減	
(2)流木等被害対策緊急防除事業 ①流木等の片づけ ②その他	漁業協同組合	漁業協同組合が災害等により漁港内等に滞留または漂流している流木等を、緊急的に回収・処理するのに要する経費で以下のとおりとする。 使用料及び賃借料、燃料費、その他必要と認める経費	10/10 以内	補助対象経費合計の 30% を超える増減	

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
3 優良竹林化・利活用推進事業	市町村	市町村が事業を実施するのに要する経費	竹林整備：定額 ただし、事業費の 3/4 以内 管理用簡易作業路開設：定額 400 円/m	補助対象経費合計の 30% を超える増減	
	森林組合、農協、法人、竹材・タケノコ等の生産や竹チップ・竹炭等の利活用の推進を行う者、市町村長が適当と認める構成員が 3 人以上の団体	事業実施主体が事業を実施するのに要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	竹林整備：定額 ただし、事業費の 3/4 以内 管理用簡易作業路開設：定額 400 円/m ただし、市町村が 500 円/m 以上の補助をする場合		
4 名樹とのふれあい事業	市町村	樹勢の悪化、倒伏のおそれなどが生じている特別保護樹木等の保全（治療、剪定、樹勢回復、周辺整備等）に係る経費	10/10 以内 ただし 1 箇所あたりの補助金の上限額は 450 千円	補助対象経費合計の 30% を超える増減	

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
5次代の森づくり活動リーダー育成事業 (1)大分県みどりの少年団活動支援事業	大分県みどりの少年団育成連絡協議会	みどりの少年団が、地域で行う森づくり活動の推進を目的とした奨励金の交付に要する経費	定額	補助対象経費合計の30%を超える増減	交付対象となる少年団の増減
(2)大分県みどりの少年団育成事業		みどりの少年団相互の交流を目的とした、「みどりの少年団のつどい」に要する経費で以下のとおりとする。 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、その他知事が必要と認める経費			
(3)次代の森づくり活動リーダー育成研修支援事業		各地域で森づくり活動を行う団体の子どもを対象として行う、次代の森づくり活動リーダーを育成する森林体験学習等の研修に係る経費。ただし、研修受講者負担金は除く。	1/2 以内 ただし補助金の上限額は1,000千円		
(4)大分県みどりの少年団活性化推進事業		協議会が行う県みどりの少年団活動発表大会及び全国緑の少年団活動発表大会に要する経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、食料費、その他知事が必要と認める経費 少年団が自ら計画した活動で下記に掲げる経費で、協議会が補助する場合における当該補助に要する経費 旅費、需用費、役務費、報償費、使用料及び賃借料、その他必要と認める経費	10/10 以内		

別表2（第3条関係）

補助対象事業	申請様式	
	事業計画書	その他
1 森づくり提案事業	第2号様式の1	1 事業実施主体の定款、会則等（森林組合は省略できる） 2 森づくり提案事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める書類
2 森と海をつなぐ環境保全推進事業 (1) 森と海をつなぐ環境保全推進事業 (2) 流木等被害対策緊急防除事業	第2号様式の2	1 実施区域を示した図面（1万分の1程度） 2 実施区域の現況写真（流木等被害対策緊急防除事業では省略できる。）
3 優良竹林化・利活用推進事業	第2号様式の3	1 実施区域を示した図面（1万分の1程度） 2 施業図 3 経費の積算基礎表又は設計書
4 名樹とのふれあい事業	第2号様式の4	1 位置図 2 実施前の写真
5 次代の森づくり活動リーダー育成事業 (1) 大分県みどりの少年団活動支援事業 (2) 大分県みどりの少年団育成事業 (3) 次代の森づくり活動リーダー育成研修支援事業 (4) 大分県みどりの少年団活性化推進事業	第2号様式の5	1 研修計画書（任意様式）

別表3（第10条関係）

補助対象事業	実績様式	
	事業 実績書	その他
1 森づくり提案事業	第2号様式の1	1 契約書又は見積書の写し 2 実施状況写真 3 資材購入及び機材リース費等に 係る領収書又は請求書等の写し 4 実施要領に定める書類
2 森と海をつなぐ環境保全推進事業 (1) 森と海をつなぐ環境保全推進事業 (2) 流木等被害対策緊急防除事業	第2号様式の2	1 契約書又は見積書の写し 2 完成写真 3 領収書又は請求書等の写し
3 優良竹林化・利活用推進事業	第2号様式の3	1 完成写真 2 実施区域を示した図面 (1万分の1程度) 3 施業図 4 経費の積算基礎表
4 名樹とのふれあい事業	第2号様式の4	1 実施状況写真及び完成写真 2 領収書又は請求書等の写し
5 次代の森づくり活動リーダー育成 事業 (1) 大分県みどりの少年団活動支援事 業 ----- (2) 大分県みどりの少年団育成事業 (3) 次代の森づくり活動リーダー育成 研修支援事業 (4) 大分県みどりの少年団活性化推進 事業	第2号様式の5	1 実施状況写真 2 領収書又は請求書等の写し 3 各みどりの少年団の活動実績 報告書類の写し 4 その他知事が必要と認める書類 ----- 1 実施状況写真 2 領収書又は請求書等の写し 3 研修・活動内容が確認できる書類 4 契約書又は見積書の写し 5 その他知事が必要と認める書類

※上記表中の「契約書又は見積書の写し」について、消耗品は省略することができるものとする。

第1号様式（第3条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者名

下記のとおり、 年度大分県森林環境保全推進関係事業（ 事業）
を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県森林環
境保全推進関係事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の経費の配分及び負担区分

(単位：円)

総事業費	補助対象事業費	補助対象経費	補助対象事業費（経費）の負担区分			
			県費補助金 (A)	市町村費 (B)	自己資金 (C)	その他 (D)

※間接補助については補助対象事業費を(A+B+C+D)、補助対象経費を(A+B)として計上する。直接補助においては補助対象事業費の記入を省略し、補助対象経費を(A+B+C+D)として計上する

3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

4 収支予算書（第3号様式）

5 添付書類

- (1) 別表2に掲げるもの
- (2) 誓約書（別紙2）

※ただし、申請者が市町村、森林組合、漁業協同組合、NPO、農協は省略できるものとする。

- (3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式の1

森づくり提案事業計画（又は実績）書

事業実施主体：

実施内容	事業量	実施時期	実施場所	事業費（円）	積算基礎	備考
1 森づくり活動 2 森林環境教育・体験活動						

- 注1 実施内容は別表1の補助対象事業欄に①、②として掲げている名称毎に具体的に記載する。
 2 事業量については、活動回数、参加者数等を記載する。
 3 事業費については、別表1の補助対象経費により積算し計上するとともに、実施内容毎の経費を積算基礎欄に記載する。
 4 必要に応じて積算基礎の根拠となる資料を添付する。（設計図書、経費明細書、見積書等）

第2号様式の2

森と海をつなぐ環境保全推進事業計画（又は実績）書

事業実施主体：

実施内容	事業量	実施時期	実施場所	事業費（円）	積算基礎	備考
1 流木等の片づけ 2 啓発・交流活動 3 その他						

- 注1 実施内容は別表1の補助対象事業欄に（1）、（2）あるいは①、②等として掲げている名称毎に具体的に記載する。
 2 事業量は流木等処理量（m³またはkg整数止め4捨5入）、回数、参加者数等を記載する。
 3 事業費については、別表1の補助対象経費により積算し計上するとともに、実施内容毎の経費を積算基礎欄に記載する。
 4 必要に応じて積算基礎の根拠となる資料を添付する。（設計図書、経費明細書、見積書等）

第2号様式の3

優良竹林化・利活用推進事業計画（又は実績）書

事業実施主体：

実施内容	事業量	実施時期	実施場所	事業費（円）	積算基礎	備考

- 注1 実施内容は活動の内容等について、具体的に記載する。
 2 事業量については、面積等を記載する。
 3 事業費については、別表1の補助対象経費により積算し計上するとともに、実施内容毎の経費を積算基礎欄に記入する

第2号様式の4

名樹とのふれあい事業計画（又は実績）書

事業実施主体：

実施内容	実施場所	実施時期	事業費（千円）	積算基礎	備考

- 注1 実施内容は、特別保護樹木名と保育、保全の内容等について、具体的に記載する。
 2 事業費については、別表1の補助対象経費により積算し計上するとともに、実施内容毎の経費を積算基礎欄に記載する。
 3 積算基礎の根拠となる資料を添付する。（経費明細書、見積書等）

第2号様式の5

次代の森づくり活動リーダー育成事業計画（又は実績）書

事業実施主体：

実施内容	事業量	実施時期	実施場所	事業費（千円）	積算基礎	備考

- 注1 実施内容は、研修内容等について、具体的に記載する。
 2 事業量については、日数、参加者数、団体数等を記載する。
 3 事業費については、別表1の補助対象経費により積算し計上するとともに、実施内容毎に経費を積算基礎欄に記載する。
 4 必要に応じて積算基礎の根拠となる資料を添付する。（経費明細書、見積書等）

第3号様式

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
合 計		

2 支 出

区 分	予 算 額	備 考
	円	
合 計		

第4号様式（第4条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業変更承認申請書

第 年 月 日
年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度大分県森林環境保全推進関係事業（ 事業）について、下記のと
おり変更したいので承認されるよう、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要
綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

以下第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が容易に比
較対照できるよう、変更部分を2段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

第5号様式（第4条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額確定報告書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度大分県森林環境保全推進関係事業（ 事業）費補助金に係る消費
税等仕入控除税額が確定したので、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱
第4条第1項第12号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注)

- 1 別紙を添付すること
- 2 その他参考となる書類
消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別 紙

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金に
係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入れに係る消費税額及 び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入れに係る消費税等仕 入控除税額 (A×B)	備 考

(注)

- 1 「仕入れに係る消費税及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

第6号様式（その1）（第5条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分
県森林環境保全推進関係事業（ 事業）費補助金について
は、下記のとおり交付することに決定したので、大分県森林環境保全推進関係事業費補
助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------------|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件 | 要綱第4条の規定による | |

(注)

- 1 別表1の補助対象事業欄の「森と海をつなぐ環境保全推進事業」については第4条に規定する補助条件の(6)及び(8)～(9)を除く。
- 2 「次代の森づくり活動リーダー育成事業」について、事業実施主体がみどりの少年団に補助金の交付を決定する際には、要綱第4条の条件を付すこと。この場合、「知事」を「協議会会長」に読みかえるものとする。

第6号様式（その2）（第5条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金変更交付決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった 年度大分
県森林環境保全推進関係事業（ 事業）費補助
金については、申請のとおり承認し、下記のとおり変更交付することに決定したので、
大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費

変更前補助対象経費	今回増減額	変更後補助対象経費
円	円	円

2 補助金の交付決定額

既交付決定額	今回増減額	変更交付決定額
円	円	円

3 補助条件

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知書に
記載の補助条件のとおりとする。

（備考）この様式は、県費補助金額の変更が伴う場合に使用する。

第6号様式（その3）（第5条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった 年度大分
県森林環境保全推進関係事業（ 事業）については、申請の
とおり承認したので、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱第5条の規定
により通知します。

1 補助条件

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知書に
記載の補助条件のとおりとする。

（備考）この様式は、補助金の額の変更を伴わない事業内容の変更承認通知をする場合
に使用する。

第7号様式（第9条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付（精算払）請求書

第 年 月 日
年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度大分県森林環境保全推進関係事業（ 事業）
費補助金 円を精算払の方法により交付されるよう、大分県森林環
境保全推進関係事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 概算払受領済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円
- 4 補助金振り込み口座 金融機関名：
支店名：
口座種別：
口座番号：
(フリガナ)
口座名義人：

第8号様式（第9条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付(概算払)請求書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った 年度大分県森林環境保全推進関係事業（ 事業）費
補助金 円を概算払の方法により交付されるよう、大分県森林環
境保全推進関係事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

年 月 日現在

補助金 交付額 A	既受領額		月 日 までの予定 出来高		今回交付 請求額 C-B≥D		残 額 A-B-D		事業完了 予定年月日	備 考
	金 額 B	率 B/A	金 額 C	率 C/A	金 額 D	率 D/A	金 額 E	率 E/A		
円	円	%	円	%	円	%	円	%		

補助金振り込み口座 金融機関名：
支 店 名：
口座種別：
口座番号：
(フリガナ)
口座名義人：

第9号様式（第10条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業実績報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度大分県森林環境保全推進関係事業（ 事業）について、
下記のとおり実施したのでその実績を、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付
要綱第10条の規定により報告します。

記

1 補助事業の成果

2 補助事業の経費の配分及び負担区分 (単位:円)

総事業費	補助対象 事業費	補助対象 経費	補助対象事業費（経費）の負担区分			
			県費補助金 (A)	市町村費 (B)	自己資金 (C)	その他 (D)

※間接補助については補助対象事業費を(A+B+C+D)、補助対象経費を(A+B)として計上する。直接補助においては補助対象事業費の記入を省略し、補助対象経費を(A+B+C+D)として計上する。

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 収支精算書（第10号様式）

5 添付書類
(1) 別表3に掲げるもの
(2) その他知事が必要と認める書類

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	精 算 額	予 算 額	差 額	備 考
県費補助金	円	円	円	
合 計				

2 支 出

区 分	精 算 額	予 算 額	差 額	備 考
	円	円	円	
合 計				

第 11 号様式（第 11 条関係）

年度 大分県森林環境保全推進関係事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出された 年度大分県森林環境保全推進関係事業実績報告書に基づき、年 月 日付け第 号による交付決定通知に係る補助金の額については、金 円に確定したので、森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

【別紙2】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。